大分県森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」焼印 貸出規程

1 目的

(大分県)森林環境税を広くPRするとともに、県民みんなで取り組む森林づくりを進めるために作製した大分県森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」焼印(以下「焼印」という。)の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

焼印の貸出は、大分県農林水産部森との共生推進室(以下「貸出機関」という。)が行う。

3 貸出物品

大分県森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」焼印 一式

4 貸出対象者

県内の各市町村及び各種団体、その他貸出機関の長の認める者とする。

5 貸出対象行事

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ア (大分県)森林環境税を広く PR する内容を含むもの。
- イ 県民みんなで取組む森林づくりについて、県民の理解や関心が高まる内容を含むも の。

6 貸出の申請及び承認、並びに返却

- (1) 焼印の貸出を希望する者(以下「貸出希望者」という。)は、大分県森林づくりマスコットキャラクター「もりりん」焼印貸出申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、貸出機関の長あて提出するものとする。
- (2)貸出機関は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、焼印の貸出を承認する。当該承認は貸出承認書(第2号様式)をもって行うものとする。
- ア 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- イ 焼印を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- ウ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- エ 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与 えるおそれのあるとき。

- オ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- カ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体が使用するとき。
- キ その他貸出機関の長が不適当と認めたとき。
- (3)貸出を受ける者(以下「借受者」という。)は、貸出機関から焼印を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任を持って速やかに貸出機関が指定する場所へ返却するものとする。
- (4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6 貸出条件

- (1) 借受者は、焼印を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借受者は、焼印を第三者に転貸してはならない。
- (3) 借受者は、焼印の使用について別紙の「焼印の使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。
- (4)上記の(1)~(3)以外で必要な事項については貸出機関と協議すること。

7 貸出期間

貸出期間は、原則として1か月以内とする。

8 貸出料

貸出料は、無料とする。

9 損害賠償

借受者の不注意等により焼印を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費等を負担するものとする。

10 貸出機関の責任

焼印の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸 出機関は一切その責めを負わない。

11 施行期日

この要領は、令和 6年12月 1日から施行する。

焼印の使用に関する留意事項

- 1 借受者は、使用者の安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 2 乳幼児に使用させること、及び手の届く場所に放置することを控えること。
- 3 使用中に焼印に不具合が生じた場合、又は破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関あて報告すること。
- 4 使用後は、借受当初と内容物に相違ないか確認した上で返却を行うこと。また、内容物を紛失した場合は速やかに貸出機関あて報告すること。